【資料２－２】

令和７年度　此花区子どもの自尊感情育成プロジェクト事業要項

令和７年３月
大阪市此花区役所

１．事業内容

此花区内の市立小・中学校が企画して、児童・生徒の道徳心・自尊心の育成や学習意欲の向上を目的とする学習会を実施する場合に、此花区役所が予算の範囲内において講師謝礼金を負担する事業です。

２．対象となる団体・グループ

此花区内の市立小・中学校
学校が対象となりますので他名義での申請はできません。

３．対象となる学習会の条件

○概ね令和７年５月１日～令和８年２月 28 日に実施するものであること
○１回１時間以上であること（事前・事後の打合せを実施時間に含めることは可）
○児童・生徒・教職員を対象とした内容であること
※授業時間帯・授業時間帯外にかかわらず、児童・生徒・教職員を対象として開催する学習会は、保護者等が同席可能であっても、学校が主体であれば対象となります。

但し、次のような活動は、対象外となります。
・開催の主体が学校以外であるもの
・営利活動、宗教活動及び政治活動を目的としたもの
・公序良俗を乱すおそれのあるもの
・その他、事業趣旨にふさわしくないもの

４．対象となる学習内容

○自尊心の育成として、自分の大切さとともに他の人の大切さが認められていることを実感できるような環境づくり、児童生徒の問題解決の力、子どもたちの自己肯定感の醸成に関する内容など
○道徳心の育成として、社会のルールを理解し自律する力、他者を尊重し思いやる心、適切な人間関係を図るコミュニケーション能力、多様性を受け入れる力など、子どもたちの道徳・規範意識の醸成に関する内容など
○その他、児童生徒の学習意欲の向上を目的とした内容

（例）
・各界、各分野の専門家（大学教授、スポーツ選手、企業関係者等）による講演・講習
・子どもの勤労観、職業観を育てる職業講話・職場体験学習
・子どもの自尊感情を育てるほめ方、しかり方
・情報モラル教育、ＳＮＳ等インターネット利用におけるモラル・マナー
・性的少数者（ＬＧＢＴ）への理解
・外国籍住民への理解、配慮
・障がいのある人も暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくり
・お互いの人権を尊重しあう人間関係づくり、コミュニケーショントレーニング

５．対象となる経費（講師謝礼金）について

○講師に対する謝礼金について（詳しくは、６．講師謝礼金基準表参照）

※上限金額は１校あたり 57,000 円（@11400×５ｈ）までとなります。（著名な講師の招聘をご希望で、上限金額を超えて申請を検討される場合は、事前に担当までご連絡ください。）

※上限金額内であれば、２回以上の学習会の開催をまとめて申請することは可能です。また、１回の学習会における講師は複数でも構いません。

※当事業は、此花区役所が経費の一部を負担する事業であり、必ずしも申請どおりの額が承認されるものではありませんので、あらかじめご了承ください。申請過多による予算の超過等により、経費一部負担を承認しない場合があります。

※謝礼金については、大阪市から講師の口座へ直接振り込みを行います。

６．講師謝礼金基準表（大阪市「講師に係る謝礼金の取扱基準について」に準じています）

区分	１時間あたりの金額		職別
	基本額	上限額	
講師	7,100 円	11,400 円	大学教授、中央官庁の局部長、民間の著名専門家 例：臨床心理士、弁護士、医師、ジャーナリストなど
	6,200 円	9,500 円	大学准教授、中央官庁の課長、民間の専門研究員 例：研究所の所長、ＮＰＯ代表など
	5,200 円	7,600 円	大学講師、中央官庁の課長補佐・係長、民間の専門技術者 例：研究所のメンバー、ＮＰＯ役員など
	4,300 円	5,700 円	大学助手、中央官庁の主任、民間の技能者 例：ボランティアグループのメンバー、大阪市以外の教員
	0 円	0 円	大阪市職員等公務として講義を行う者

※座談会形式である学習会の講師は、基準額の８割以内の額とします。

※講師補佐（助手）については、基準額の５割以内の額とします。

※講師が同一内容の講義等を２回以上行う場合は、２回目以降の謝礼金は基準額に下記の割合を乗じた額（本来の金額の８割もしくは９割）となります。

・１日のみ開催し、その日に複数回行う場合は、２回目以降の講義分は８割の額

・２日以上行う場合（連続である必要は無い）は、１日目においては１日のみ開催の場合と同様とし、２日目以降においては、その日の１回目は９割、２回目は８割の額

※謝礼金の口座入金額は、原則として所得税 10.21％を源泉徴収した後の金額となります。

※講師が法人名義の場合、法人口座への入金の場合は源泉徴収を行いません。

※学習会に関わる部屋の使用料や施設の見学料は対象外です。

７．申請の手続き

年間の「実施計画書」を提出します。

締め切り：学習会を実施するおよそ３ヶ月前まで **※年明け実施分の最終締切　令和７年１０月３１日（金）**

※計画書時点では、日時などは予定で結構ですので必ず提出してください。

※謝礼金時間単価 5,200 円以上の場合、相応と判断できる講師の資格・役職を示す資料を添付してください。

提 出 先：区役所まちづくり推進課（教育支援・環境）

提出書類：様式１（実施計画書）

↓

助成の可否および実施計画書の提出依頼等について区役所より連絡いたします。

学習会１回ごとの「実施申請書」を提出します。

締め切り：学習会を実施する**２ヶ月前まで（厳守）**

（７月実施予定分については事業計画書とともに速やかに提出してください）

※学習会の実施日時や実施場所等を記載のうえ提出してください。

※実施申請書（様式２）に基づき講師謝礼金の支払先情報を確定させますので、講師の氏名、生年月日、所属、住所等については、講師に確認のうえ正確に記載してください。

また、振込先口座については、個人口座・法人口座どちらへの振込みとするかを確認するとともに、振込先の口座情報を通帳のコピーなどにより確認のうえ正確に記載してください。

提 出 先：区役所まちづくり推進課（教育支援・環境）

提出書類：様式２（実施申請書）

↓

当区において経費一部負担の可否・金額を決定し、結果を通知します。

「実施申請書」提出後に、やむを得ず講師や日時の変更があった場合は、速やかに提出先にご連絡ください。

「実施報告書」「アンケート」「請求書」を提出します。

締め切り：学習会終了後、２週間以内に提出してください。

提 出 先：区役所まちづくり推進課（教育支援・環境）

提出書類：様式３（実施報告書）、４（アンケート）、５（請求書）

↓

・学習会参加者にアンケート（様式４）を配付のうえ、必ず実施してください。

・なお、災害等のやむを得ない事情により学習会が中止となった場合や、講師が急遽変更となった場合には、速やかに担当者までご連絡ください。

・委任状（様式６）は、法人口座への支払いの場合のみ提出ください。

※実施申請書（様式２）の提出時に、支払先情報として個人口座・法人口座の別、講師等の氏名、所属、住所等を確定させていますので、請求書（様式５）の記載が、実施申請書（様式２）と相違無いようにお願いします。相違の場合は訂正のうえで再提出いただく必要がありますので各書類をよくご確認の上でご提出願います。

↓

口座振替申出書に基づき、大阪市から講師の口座に直接、謝礼金が振り込まれます。

８．その他　注意事項

本市が、事業実施にあたり知り得た個人情報については、個人情報保護法及び大阪市個人情報保護条例に則り、厳正に取り扱います。各校におきましても、個人情報の適切な取り扱いをお願いいたします。

９．問い合わせおよび書類提出先

〒554-8501　大阪市此花区春日出北１－８－４　此花区役所まちづくり推進課（教育支援・環境担当担当：鳩野、隈元）

ＴＥＬ　０６－６４６６－９７４３　　ＦＡＸ　０６－６４６６－９９１９

E-メール td0016@city.osaka.lg.jp